

企業継続能力の取扱いに関する海外の状況の調査と 我が国への制度導入上の課題

平成9年12月8日
日本公認会計士協会

はじめに

最近における我が国の企業の経営活動において国際化と多様化が著しく進展してきており、また、バブル経済崩壊後の不安定な状況の中で、企業を取り巻く経営環境の不確実性がより一層拡大してきている。このような状況の中で、企業内容開示の充実と国際的な調和の観点から、企業継続能力に関する財務諸表上の開示と監査上の取扱いの問題が大いに注目されているところである。

企業継続能力に関する財務諸表上の開示とは、企業継続能力に関して重大な不確実性が存する場合に、財務諸表に一定の事項を開示することであり、特に、重大な不確実性とはどのような内容であるのか、また、その内容につき監査人として企業継続能力に重大な疑義があると認めた場合にどのような意見表明をすべきかが問題となる。

本研究資料は、企業継続能力に関する財務諸表上の開示と監査上の取扱いについて、海外の状況を調査するとともに、その状況を踏まえ、我が国における企業継続能力に関する開示の必要性と制度導入に際して特に留意すべき課題を検討して、今後の企業内容開示制度及び監査制度の充実に資することを目的として作成したものである。

企業継続能力に関する海外の状況

1. 調査対象とした国及び調査項目

海外の状況に関する調査に当たっては、国際会計基準及び国際監査基準（以下「国際基準」という。）並びにアメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランスの主要6か国を対象として、以下に掲げる項目について調査を行った。

企業継続能力に関する財務諸表作成上の取扱い

1. 継続企業の前提に係る規定とその内容
2. 不確実性の概念とその開示上の取扱い及び企業継続能力との関連
3. 企業継続能力に関連する規定、開示内容及び開示対象期間
4. 非継続企業に関する会計基準の有無

企業継続能力についての監査上の取扱い

1. 監査上の取扱いに関する規定
 - (1) いかなる法令に基づく監査上の取扱いであるか
 - (2) 規定
 - (3) 規定制定の時期及び背景
2. 企業継続能力に関する重大な疑義に関して指標となる事項
3. 適用すべき監査手続等
4. 継続企業の前提の妥当性に関する判断期間
5. 監査報告書上の記載内容
6. 監査意見の種類
7. 監査人の責任

2. 調査結果については、以下の区分別に取りまとめを行っている。

(1) 調査項目ごとの結果の要約

「3. 海外の状況の比較一覧表」参照(p3)

(2) 国際基準及び各国別の調査結果の概要

「付録1. 国際基準及び各国別の制度概要」参照(p.11)

なお、フランスについては、十分な資料を入手することができなかつたため、一覧表の作成のみにとどめている。同国においては、新たに会計原則委員会(CRC)が発足し、会計原則の制定作業が開始されており、それに伴い企業継続能力に関する取扱いも大幅に変わる可能性がある。そのため、現在の取扱いに基づいた要旨を一覧表に記載することにとどめ、詳細な記載は省略している。

(3) 国際基準及び各国別の監査意見形成に係るフローチャート

「付録2．国際基準及び各国別の監査意見形成に係るフローチャート」参照(p44)

(4) 国際基準及び各国別の監査報告書記載例

「付録3．国際基準及び各国別の監査報告書記載例」参照(p51)

3. 海外の状況の比較一覧表

4. 調査結果の総括

(1) 企業継続能力開示制度に関する監査上の取扱い

海外における企業継続能力開示制度に関する監査上の取扱いは、概ね以下の手続によって実施される。

通常実施すべき監査手続の実施

企業継続能力に関する重大な不確実性の認識

企業継続能力に関する監査人の重大な疑義の発生

監査手続の拡張（経営者の判断・方針の討議・検討、経営計画、訴訟対策等の検討）

財務諸表上の開示の要否の検討

開示事項及び開示内容に関する監査意見の表明

(2) 継続企業の前提に係る規定

商法等に会計基準として継続企業を前提とした財務諸表を作成する旨を明確に規定している国（イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス）が多く、国際会計基準においても継続企業を会計の基本的前提であると新たに規定することとなっている。

(3) 二重責任の原則

国際基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、経営者が財務諸表作成の前提となる企業継続能力に影響を与える事象又は状況があるか否かの評価を行った上で、それを財務諸表に開示し、監査人はその財務諸表における開示が適正であるか否かについて意見表明を行う考え方によっており、企業継続能力の有無について、第一次的に監査人が評価を行って、監査意見を表明する考え方は採られていない。すなわち、国際基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、監査の基本原則である二重責任の原則が貫かれている。

なお、国際監査基準の公開草案（1997年9月）では、企業継続能力についての会計上のフレームワークがない国（我が国及びアメリカなどが該当している。ただし、アメリカは監査基準書(SAS)において財務諸表上の記載の取扱いを定めている。）の会計基準による財務諸表に国際監査基準を適用する場合でも、当該財務諸表において企業継続能力に関する開示を行うこととし、監査上同様に扱うこととされている。

(4) 財務諸表における開示基準及び開示内容について

国際基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、企業継続能力に関して重大な不確実性を生じさせる事象又は状況がある場合には、その旨、その内容、財務諸表が継続企業を前提として作成されている旨、経営者が企業継続能力があると判断した理由及び今後の経営計画等を開示することとしている。

(5) 企業継続能力に係る重大な不確実性が存する場合の監査上の取扱いの有無について

国際監査基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、企業継続能力に係る重大な不確実性が存する場合の監査上の取扱いが明確に定められており、企業継続能力に係る重大な不確実性又は重大な疑義を生じさせる事象又は状況について具体的に規定されている。

(6) 継続企業の前提の妥当性に関する監査上の判断期間について

継続企業の前提を妥当とする監査上の判断期間については、国際監査基準及びアメリカ、カナダ、イギリス、フランスの各国では決算日又は決算承認日から1年以内としており、オーストラリアでは監査報告書日から次の監査報告書日までとしている。

なお、ドイツにおいては、監査報告書日現在における企業継続能力に影響を及ぼす状況の有無について判断することとしている。

(7) 監査意見について

国際監査基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、企業継続能力に関する監査意見の表明は、法令・会計処理基準等への準拠性（継続企業を前提とする会計処理基準の適用の適否）、表示方法の準拠性の観点から、財務諸表における開示内容が合理的かつ十分であるか否かに関する監査人の判断に基づいて行われる。この場合の監査人の判断には、継続企業を前提とする財務諸表の作成が合理的であるとする経営者の判断が適切であるか否かに関する評価が含まれる。

監査意見の類型は、国際監査基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見差控のいずれのケースもあり得ることとしており、その取扱いは概ね以下のとおりとなっている。

企業継続能力に関する重大な不確実性があり、経営計画等に基づき継続企業を前提として財務諸表を作成している旨及び経営計画の内容等について注記している場合

ア．経営者の判断が合理的でないとして監査人が判断した場合は、不適正意見を表明する。

イ．経営者の判断が合理的であるか否かにつき監査人が判断不能（合理的基礎が得られない）の場合は、意見差控とする。

ウ．経営者の判断が合理的な範囲内にあると監査人が判断した場合（ア．及びイ．以外の場合）には、財務諸表における注記が適切に行われているか否かの検討を行い、当該注記の状況により、無限定適正意見、限定付適正意見又は不適正意見の表明を行うこととなる。

なお、ウ．の場合の無限定適正意見に関しては、諸外国においても若干の取扱いの差が見受けられ、カナダでは説明区分なしの無限定適正意見が表明されるが、その他の国等においては、無限定適正とする場合でも説明区分での記載を行うことが必要となる場合がある。また、アメリカにおいては、無限定適正意見の説明区分での記載につき、特定の状況の成立又は不成立等を条件として（「If」や「Unless」等を用いた表現）意見表明がなされた実務例があったが、意見表明に際しての条件をことさら強調する記載は、仮定に基づくものとの印象を与え、監査人の責任を不明確にするおそれがあるため、現在では認められていない（「付録3 監査報告書記載例」「アメリカ」1のなお書き参照）。

この他、以前の各国の監査基準等において（監査の国際的ガイドライン、アメリカ及びイギリスの監査基準書等）、不確実性（Uncertainty）に関する監査報告書上の取扱いにつき、不確実性のある事項の結果が判明したら必要とされるかもしれない修正による影響があることを条件として（subject to）限定付適正意見が表明されることとなっていたが、当該事項の会計処理が会計基準に準拠している以上は監査範囲の制限や表示に問題がある場合を除き、意見の限定にはならないとの考えにより、現在ではこのような意味での条件を付した限定付適正意見は認められていない。継続企業能力に関する重大な不確実性があり、経営計画等に基づき継続企業を前提として財務諸表を作成しているにもかかわらず記載すべき注記が行われていない場合

監査人は、その内容により限定付適正意見、不適正意見又は意見差控とするこ ととなる。

なお、監査意見の表明形式として、我が国では個別意見を述べた上で総合意見を表明することとしている。これに対し、諸外国においてはそのような区分を設けておらず、我が国における限定付適正意見に対応するものは除外事項付適正意見である。

(8) 監査人の責任

国際監査基準及び調査対象とした各国すべてにおいて、監査人は、企業の継続能力について保証を与えるものでなく、企業の継続能力に関する経営者の判断が適切であるか否か及び重大な不確実性又は重大な疑義が存する場合に企業の継続能力に関する事項が財務諸表に十分に開示されているか否かについての判断に関して責任を負うという考え方を採っている。

例えば、アメリカ公認会計士協会の監査基準書(SAS)第59号では、次のように規定している。

「監査人は、監査中の財務諸表の日付から1年を超えない合理的な期間にわたって、その企業の継続企業として存在する能力について重大な疑問があるか否かを評価する責任を負っている。」（パラグラフ2）

「監査人は、将来の状況や事象を予測する責任は有していない。企業の存続についての重大な疑義に言及していない監査報告書を受け取った後で、企業が継続企業としての存続を中止するかもしれないという事実は、たとえそれが財務諸表の決算日後1年以内であっても、それ自体は監査人の手落ちではない。したがって、監査報告書に企業の存続についての重大な疑義が提示されていない場合でも、それは、その企業の継続企業として存続する能力について保証を与えたものと考えてはならない。」（パラグラフ4）

我が国における企業継続能力に関する今後の検討課題

1. 基本的考え方

(1) 企業継続能力は取得原価主義に基づく財務諸表作成の前提となるものであり、企業継続能力に関する重大な不確実性については、企業会計の根幹に係わる事項として、企業の社会的責任の面から、また、監査に対する信頼性の確保の観点からも、開示の必要性があると考えられる。

(2) 他方、企業継続能力の開示に関して、監査人は、予測に基づく倒産情報としての意見を表明するのではなく、企業継続能力に影響を及ぼす重大な不確実性に関して財務諸表における開示の適正性の観点から意見を表明するというのが、国際的にも基本的な考え方である。

この考え方を浸透させることが不可欠であり、財務諸表を作成した経営者の判断とこれに対する監査人の意見表明によって、利害関係者に対して警戒情報を提供する機能を果たすべきものと考えられる。

例えば、決算日から9か月後に履行期限の到来する重要性の極めて高い金額の債務があり、財政状態等から判断して当該債務の履行に関して重大な不確実性があると考えられる場合において、当該決算日において上記債務について契約等に基づいて適正な債務額が財務諸表に計上されている限り、限定意見に結び付くことはない。しかし、当該債務の履行を行えないことが相当程度確実視される状況の下で、当該決算日における資産の評価等について、継続企業を前提として取得原価主義に基づいて財務諸表を作成することは妥当でないこととなる。

このように企業の継続能力に関し重大な不確実性が存在する場合は、財務諸表を作成した経営者がこれを開示し、監査人が経営者の判断等について評価した上で監査意見に反映し、警戒情報として提供することが適切な対応であるといえる。

(3) 具体的な取扱いとしては、財務諸表を作成した経営者は、企業継続能力に関する重大な不確実性の内容を明らかにし、当該不確実性の存在にもかかわらず継続企業を前提とした財務諸表を作成し得る基礎となった経営計画等について財務諸表上で開示すること、これに対し、監査人は重大な不確実性の内容を確認するとともに、継続企業を前提とした財務諸表作成の基礎となった経営計画等について、妥当性、有効性及び実現可能性等に関する検討を行って監査意見を形成することが必要になると考えられる。

また、継続企業の前提の妥当性を判断する期間に関しては、決算日後の一定期間内に倒産するか否かの予測をするという意味ではなく、例えば、決算日後1年以内に履行期限が到来する重要な債務の支払に関し、資金調達計画を含む経営計画と経営者の判断が合理的であるか否かの評価を行うという意味での判断の対象期間である。

(4) したがって、企業継続能力に重大な不確実性がある場合に、継続企業を前提として作成された財務諸表に対して監査人が適正意見を表明するということは、当該企業が1年以内に倒産しないという保証を与えるものではなく、監査人が正当な注意を払って監査上知り得た事項の範囲で、今後の経営計画を含む経営者の判断が合理的であり、財務諸表における開示が適切になされているか否か等について評価・判断した結果、財務諸表が適正であるとの意見表明であると理解すべきである。

2. 検討すべき課題

我が国において企業継続能力に関する開示及び監査を行う場合には、上記の基本的な考え方を踏まえて、以下のような事項について検討されることが必要と考えられる。

(1) いかなる監査を対象とするか

まず、証券取引法に基づく監査について行うこととし、我が国の会計慣行及び監査慣行として定着させていくかどうかの検討が必要と考えられる。

(2) 開示内容及び開示箇所

企業継続能力の開示については、二重責任の原則に基づいて、財務諸表における重大な不確実性（財務上の兆候、経営上の兆候等に起因する重大な不確実性）に関する開示内容及び開示箇所等についての検討が必要と考えられる。

（注）重大な不確実性に結び付くと考えられる兆候について、国際基準及び調査対象とした各国の基準において例示されている主な事項は、以下のとおりである。

財務上の兆候

- ・債務超過となっていること
- ・借入契約につき債務不履行となる可能性のあること
- ・主要財務指標が著しく悪化していること
- ・巨額な営業損失、継続的な営業損失又は重要な資産価値低落
- ・事業継続に必要な資金調達が確実でないこと

経営上の兆候

- ・主要な経営者が退職し、適切な後任者がいないこと
- ・主要な市場、得意先又は仕入先の喪失
- ・原材料、労働者等の資源の不足

その他の兆候

- ・敗訴したとすれば企業の存続を危うくするような重要な係争事件があること
- ・法律の改正又は政府の政策変更等の外的要因による業務の縮小

(3) 監査意見形成上の取扱い

企業継続能力に係る重大な不確実性が存する場合の監査上の取扱い（実施すべき監査手続、監査報告書における記載内容、監査意見の内容）を明らかにすることが必要になると考えられる。

（注）監査人の判断上の留意事項について、国際基準及び調査対象とした各国の基準では、以下のような事項が掲げられている。

監査計画の段階で、監査リスクとして企業継続能力に関する重要な不確実性について考慮し、企業継続能力に関する重大な不確実性の有無を確認するために十分な監査証拠を入手する。

監査実施過程を通じ、企業継続能力に関し不確実性を生じせしめる兆候の有無について検討する。また、経営者の企業継続能力に関する評価の結果の適否を検討する。

企業継続能力に関する重大な不確実性が存する場合には、以下の追加手続の実施を考える必要がある。

ア．最近のキャッシュ・フロー及び利益の状況並びに予算その他の関連する予想資料を分析・検討し、経営者と討議する。

イ．社債及び借入れの契約条件を検討し、何らかの債務不履行があったかどうかを確認する。

ウ．決算日後に発生した事象で、継続企業として存続するための企業の能力に影響を及ぼす項目について検討する。

エ．企業継続能力に関する経営者による確認書を入手する。

経営者の改善計画の検討

企業継続能力に関する重大な不確実性の影響を判断する場合には、経営者の経営計画について評価することが特に重要であり、監査人は、これらの計画が実施可能であり、かつ実施した結果、状況が改善されるという見通しについて十分な監査証拠を入手する。

(4) 監査人が継続企業の前提の妥当性を判断する期間

監査人が継続企業の前提の妥当性を判断する期間として、決算日から1年以内とするかどうかの検討が必要と考えられる。

なお、財務諸表の作成者である経営者の判断に対して監査人としての意見表明を行うことになるため、作成者側の判断期間と同一の期間とすることが適切と考えられる。

(5) 監査人の責任

監査人は、正当な注意を払って企業継続能力に関する重大な不確実性に係る経営者の判断及び経営計画等の妥当性と合理性を評価する責任を負い、当該経営者の判断等が反映されている財務諸表の開示内容の適正性について意見表明を行うことになるものと考えられる。この監査人の責任の範囲について明らかにする必要があると考えられる。